

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売 (六件) …… (財務局主計部公債課) …… 一
- 特定計量器定期検査の実施 …… (生活文化スポーツ局計量検定所検査課) …… 三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …… 三
- 建築基準法による道路の指定の変更 …… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) …… 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 四
- 全国自治宝くじの発売 (十五件) …… (全国自治宝くじ事務協議会) …… 五

告示

●東京都告示第九百三十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千五百七十三回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	三百万枚 六億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和五年十月二十一日から同年十一月十四日まで
七 抽せん期日	令和五年十一月十七日
八 当せん金支払開始期日	令和五年十一月二十二日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三千万円 一本
一等の前後賞	千万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十九本
二等	百万円 三十本
三等	一万円 六千本
四等	千円 三万本
五等	二百円 三十万本
実りの秋賞	二万円 千二百本
計	三十三万七千二百六十二本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

一 名称	第二千五百七十四回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和五年十月二十五日から同年十一月十四日まで
七 抽せん期日	令和五年十一月十七日
八 当せん金支払開始期日	令和五年十一月二十二日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	千五百万円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 十九本
二等	三十万円 二十本
三等	三万円 二百本
四等	五千円 二千本
五等	千円 二万本
六等	百円 二十万本
計	二十二万二千二百四十二本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

●東京都告示第九百三十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百七十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和五年十一月十五日から同年十二月十二日まで
- 七 抽せん期日 令和五年十二月十五日
- 八 当せん金支払開始期日 令和五年十二月二十日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	当せん本数
一等	千円	一本
二等	三十万円	二本
三等	十万円	十本
四等	五万円	五十本
五等	三万円	五百本
六等	千円	二千五百本
六等	百円	二万五千本
		二十五万本

計 二十七万八千七百七十七本

十一 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百七十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和五年十一月二十九日から令和六年一月三十日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年十一月二十九日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	当せん本数
一等	百万円	九本
二等	五万円	二百七十本
三等	一万円	千五百本

計 四等 千円 一万五千本
 五等 二百円 四十五万本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百四十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百七十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和五年十二月六日から同月二十日
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年十二月六日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	当せん本数
一等	三百万円	二本

九	注意事項	計	三十一万一千二百七十二本	七十本
八	当せん金支払開始 期日	計	二百円	千二百本
七	抽せん金支払開始 期日	計	三十万本	一万本
六	発売期間	計	七十万本	千二百本
五	証券型式	計	七十万本	千二百本
四	証券金額	計	七十万本	千二百本
三	発売の数及び総額	計	七十万本	千二百本
二	受託銀行等の名称 及び所在地	計	七十万本	千二百本
一	名称	計	七十万本	千二百本

九	当せん金の額及び当せんの数	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
八	当せん金の額及び当せんの数	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
七	抽せん金支払開始 期日	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
六	発売期間	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
五	証券型式	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
四	証券金額	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
三	発売の数及び総額	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
二	受託銀行等の名称 及び所在地	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
一	名称	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数

九	当せん金の額及び当せんの数	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
八	当せん金の額及び当せんの数	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
七	抽せん金支払開始 期日	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
六	発売期間	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
五	証券型式	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
四	証券金額	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
三	発売の数及び総額	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
二	受託銀行等の名称 及び所在地	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数
一	名称	計	七十七万九千三百三十二本	当せん本数

令和五年八月二十五日
東京都計量検定所長 戸澤 互

検査地域 台東区

検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年九月二十六日から同年十一月九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称

●東京都告示第九百四十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和五年八月二十五日
東京都多摩建築指導事務所長
名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類
取消年月日
取消しに係る道路の位置
道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和五年七月三十一日
第一項第五号 青梅市河辺町六丁目十四番一
の規定による
延長 一五・七三
幅員 四・二〇

●東京都告示第九百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類
変更年月日

法第四十二条 令和五年八月一日
第二項の規定 月一日
による道路

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

稲城市大字矢野口字宿千四十九番の一部
同番地先並びに千五十番、千五十二番二及び千五十四番一の各一部
幅員 三一・八九
延長 四・〇〇

稲城市大字矢野口字宿千十二一、千二十

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新館)

イ 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

(二)ア 店舗名 大井競馬場前ショッピングモールウイラ大井

イ 店舗所在地 品川区勝島一丁目六番

ウ 設置者名 東京都競馬株式会社ほか一名

(三)ア 店舗名 ヒューリック志村坂上

イ 店舗所在地 板橋区前野町三丁目二十番一

ウ 設置者名 ヒューリック株式会社

(四)ア 店舗名 A K I B A カルチャーズ Z O N E

- 一、千二十二(甲)、千四十九、千五十、千五十二、千五十四、千五十五及び千五十五一の各一部

雑 報

イ 店舗所在地 千代田区外神田一丁目七番六号
ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から四までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和五年八月九日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

四 縦覧期間

令和五年八月二十五日から令和五年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百八十一回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 四百五十万枚 十三億五千万円

一枚三百円

被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

令和五年十月二十一日から同年十一月二十日まで

六 発売期間 令和五年十月二十一日

七 当せん金支払開始期日 令和五年十月二十一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千円 九本

二等 三十万円 九十本

三等 三万円 九百本

四等 三千元 九千本

五等 千円 一八万本

六等 三百円 九十万本

計 百八万九千九百九十九本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する

ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百八十二回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 証券金額 七百万枚 十四億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和五年十月二十五日から同年十一月二十日まで

六 発売期間 令和五年十月二十五日

七 当せん金支払開始期日 令和五年十月二十五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 七本

二等 五万円 七十本

三等 一万円 二千八百本

四等 千円 二万一千本

五等 二百円 二百十万本

計 二百三十一万二千八百七十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する

ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百八十三回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 四百万枚 四億円

証券金額 一枚百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から三等までの当せんが判明する方法)

発売期間 令和五年十月二十五日から同年十一月二十日まで

当せん金支払開始期日 令和五年十月二十五日

当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金

一等 当せん本数

二等 三万円

三等 五百円

計 百六十五万六千九百二十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百八十六回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 七百万枚 七億円

証券金額 一枚百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から三等までの当せんが判明する方法)

発売期間 令和五年十二月二十三日から令和六年一月十九日まで

当せん金支払開始期日 令和五年十二月二十三日

当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金

一等 当せん本数

二等 十万円

三等 五百円

計 二百十八万四千八百四十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百八十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年十二月二十三日から令和六年一月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年十二月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	二百万円 四十本
一等		二十万円 六百六十本
二等		十万円 二千四百本
三等		一万円 十六万本
四等		千円 二百四十万本
五等		二百円 二百五十万二千六百本
計		

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百八十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から九等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年十二月二十三日から令和六年一月三十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年十二月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	三千万円 六本
一等		百万円 六十六本
二等		十万円 六百本
三等		三千万円 六千本
四等		二千万円 九千本
五等		千円 十二万本
六等		七百円 十五万本
七等		五百円 二十七万本
八等		三百円 六十万本
九等		
計		百十五万五千六百七十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十八号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 第六十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 二百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額
 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
 一枚三百円

五 証券型式
 被封式

六 発売期間
 令和五年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
 令和五年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
 当せん金 当せん本数

一等	千万円	五本
二等	百万円	二十五本
三等	一万円	二百五十本
四等	三千円	二千二百五十本
五等	二千円	二千五百本
六等	千円	三千七百五十本
七等	七百元	五万本
八等	五百円	十二万五千本
九等	三百円	五十万本

計 六十八万二千七百八十本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 第六十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 七百万枚 二十一億円

三 発売の数及び総額
 (三億円を一単位(一ユニット)として七単位(七ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
 一枚三百円

五 証券型式
 被封式

六 発売期間
 令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
 令和五年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
 当せん金 当せん本数

一等	千万円	七本
二等	百万円	七十七本
三等	十万円	七百七十本
四等	一万円	二千二百本
五等	千円	十四万本
六等	三百円	百四十万本

計 百五十四万二千九百五十四本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第六十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚二百円

被封式

令和五年十月一日から同月三十一日まで

令和五年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第六十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
五百万枚 十億円

(二億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚二百円

被封式

令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで

令和五年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

当せん本数
十本

五百万円

十万円

一万円

千円

五百円

二百円

計

百十五万五千五百十本

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第六十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 五百万枚 五億円

三 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚百円

被封式

令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで

令和五年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

計

百六十九万二千四十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第六十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百五十万枚 七億五千万円

三 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

被封式

令和五年十一月一日から同月三十日まで

令和五年十一月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

計

六十三万六千八百八十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

被封式

令和五年十一月一日から同月三十日まで
令和五年十一月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の級

九 注意事項

一等	当せん金	二百万円	十本
二等	当せん金	十万円	二百本
三等	当せん金	一万円	二千本
四等	当せん金	千円	二万本
五等	当せん金	五百円	四万本
六等	当せん金	二百円	四十万本

計 四十六万二千二百十本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百五十万枚 七億五千万円

(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和五年十二月一日から同月三十一日まで
令和五年十二月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の級

九 注意事項

一等	当せん金	千万円	五本
二等	当せん金	五十万円	八十本
三等	当せん金	十万円	三百五十本
四等	当せん金	一万円	千二百五十本
五等	当せん金	千円	五万本
六等	当せん金	三百円	五十万本

計 五十五万一千六百八十五本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の枚及び総額
(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚二百円

四 証券金額
被封式
令和五年十二月一日から同月三十一日まで
令和五年十二月一日

五 証券型式
発売期間

六 当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せん金の数
当せん本数

七 等級
当せん金
当せん本数

八 一等
当せん金
当せん本数

九 二等
当せん金
当せん本数

計
四十八万三千十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

発行所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001